

調整結果報告第13号

使用料・手数料等の取扱いについて

使用料・手数料等の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

提案	第8回 第14回	平成16年8月10日 平成16年12月24日	決定	第9回 第14回	平成16年8月27日 平成16年12月24日
【調整方針】 1 使用料については、次のとおり取り扱うものとする。ただし、新町における住民の一体性を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則から、適正な料金及び減免のあり方について、新町において引き続き検討する。 (1) 施設使用料については、施設の内容及び建設年度が異なることなどから、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、統一するよう調整する。 (2) 公営住宅使用料については、家賃の算定方法について、合併する年度の翌年度に再編する。 (3) 占用料、行政財産使用料については、幕別町の例により、合併時に統一する。 (4) 土木用機械使用料については、合併時に廃止する。 (5) 町営バス使用料については、現行のとおりとする。 (6) 幼稚園使用料については、現行のとおりとする。 2 <u>手数料については、合併時に統一する。</u>					

(別紙)

協議項目		16 使用料・手数料等の取扱い						
決定されている調整方針		手数料については、合併時に統一する。						
区分	番号	手数料の種類	幕別町		忠類村		調整結果	
			単位	金額	単位	金額	単位	金額
2 手数料	60	【建築関係】 平成17年4月改正 建築確認申請手数料						
		ア 床面積 30㎡以下	1件につき	8,000円			1件につき	8,000円
		イ " 30㎡超100㎡以下	1件につき	13,000円			1件につき	13,000円
		ウ " 100㎡超200㎡以下	1件につき	19,000円			1件につき	19,000円
		エ " 200㎡超500㎡以下	1件につき	25,000円			1件につき	25,000円
	オ " 500㎡超	1件につき	41,000円			1件につき	41,000円	
	61	工作物確認申請手数料	1件につき	13,000円			1件につき	13,000円
	62	" (確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合)	1件につき	8,000円			1件につき	8,000円
	63	建築物完了検査申請手数料						
		ア 床面積 30㎡以下	1件につき	13,000円			1件につき	13,000円
		イ " 30㎡超100㎡以下	1件につき	16,000円			1件につき	16,000円
		ウ " 100㎡超200㎡以下	1件につき	20,000円			1件につき	20,000円
		エ " 200㎡超500㎡以下	1件につき	26,000円			1件につき	26,000円
	オ " 500㎡超	1件につき	41,000円			1件につき	41,000円	

	番号	手数料の種類	幕別町		忠類村		調整結果	
			単位	金額	単位	金額	単位	金額
2 手 数 料 (じ じ き)	64	工作物完了検査手数料	1 件につき	12,000円			1 件につき	12,000円
	64-2	道路位置指定申請手数料	1 件につき	37,500円			1 件につき	37,500円
	65	仮設建築物建築許可申請手数料	1 件につき	130,000円			1 件につき	130,000円
	66	総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が 2 である場合86,400円、建築物が 3 以上である場合にあつては86,400円に 2 を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額を加算する。				建築物の数が 2 である場合86,400円、建築物が 3 以上である場合にあつては86,400円に 2 を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額を加算する。	
	67	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が 1 である場合86,400円、建築物が 2 以上である場合にあつては86,400円に 1 を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額を加算する。				建築物の数が 1 である場合86,400円、建築物が 2 以上である場合にあつては86,400円に 1 を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額を加算する。	
	68	同一敷地内建築物以外の建築認定申請手数料	建築物の数が 1 である場合86,400円、建築物が 2 以上である場合にあつては86,400円に 1 を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額を加算する。				建築物の数が 1 である場合86,400円、建築物が 2 以上である場合にあつては86,400円に 1 を超える建築物の数に37,500円を乗じて得た額を加算する。	
	69	複数建築物の認定の取消し申請手数料	15,800円に現に存する建築物の数に13,500円を乗じて得た額を加算する。				15,800円に現に存する建築物の数に13,500円を乗じて得た額を加算する。	

区分	番号	手数料の種類	幕別町		忠類村		調整結果	
			単位	金額	単位	金額	単位	金額
2 手数料 (つづき)	70	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき	48,500円			1件につき	48,500円
		【都市計画関係】 開発行為許可申請手数料						
	71	(主として自己の居住の用に供する住宅)						
		ア 開発区域の面積が0.1ha未満	1件につき	11,700円			1件につき	11,700円
		イ 開発区域の面積が0.1ha以上0.3ha未満	1件につき	25,000円			1件につき	25,000円
		ウ 開発区域の面積が0.3ha以上0.6ha未満	1件につき	47,100円			1件につき	47,100円
		エ 開発区域の面積が0.6ha以上1.0ha未満	1件につき	91,300円			1件につき	91,300円
		オ 開発区域の面積が1.0ha以上3.0ha未満	1件につき	136,300円			1件につき	136,300円
		カ 開発区域の面積が3.0ha以上6.0ha未満	1件につき	183,000円			1件につき	183,000円
		キ 開発区域の面積が6.0ha以上10.0ha未満	1件につき	228,200円			1件につき	228,200円
		ク 開発区域の面積が10.0ha以上	1件につき	319,500円			1件につき	319,500円
	72	(主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するもの)						
		ア 開発区域の面積が0.1ha未満	1件につき	16,100円			1件につき	16,100円
		イ 開発区域の面積が0.1ha以上0.3ha未満	1件につき	34,100円			1件につき	34,100円
		ウ 開発区域の面積が0.3ha以上0.6ha未満	1件につき	69,700円			1件につき	69,700円

番号	手数料の種類	幕別町		忠類村		調整結果	
		単位	金額	単位	金額	単位	金額
2 手数料 (つぎ)	エ 開発区域の面積が0.6ha以上1.0ha未満	1件につき	127,700円			1件につき	127,700円
	オ 開発区域の面積が1.0ha以上3.0ha未満	1件につき	209,800円			1件につき	209,800円
	カ 開発区域の面積が3.0ha以上6.0ha未満	1件につき	282,600円			1件につき	282,600円
	キ 開発区域の面積が6.0ha以上10.0ha未満	1件につき	356,100円			1件につき	356,100円
	ク 開発区域の面積が10.0ha以上	1件につき	502,700円			1件につき	502,700円
	73 (その他の場合)						
	ア 開発区域の面積が0.1ha未満	1件につき	91,300円			1件につき	91,300円
	イ 開発区域の面積が0.1ha以上0.3ha未満	1件につき	136,700円			1件につき	136,700円
	ウ 開発区域の面積が0.3ha以上0.6ha未満	1件につき	205,800円			1件につき	205,800円
	エ 開発区域の面積が0.6ha以上1.0ha未満	1件につき	274,500円			1件につき	274,500円
	オ 開発区域の面積が1.0ha以上3.0ha未満	1件につき	410,200円			1件につき	410,200円
	カ 開発区域の面積が3.0ha以上6.0ha未満	1件につき	538,700円			1件につき	538,700円
	キ 開発区域の面積が6.0ha以上10.0ha未満	1件につき	694,300円			1件につき	694,300円
	ク 開発区域の面積が10.0ha以上	1件につき	923,400円			1件につき	923,400円
	74 開発行為変更許可申請手数料	当該申請1件につき次の金額を加算した金額(その金額が923,400円を超えるときは、923,400円)				当該申請1件につき次の金額を加算した金額(その金額が923,400円を超えるときは、923,400円)	
	75 (主として自己の居住の用に供する住宅)						
	ア 開発区域の面積が0.1ha未満	1件につき	1,150円			1件につき	1,150円
	イ 開発区域の面積が0.1ha以上0.3ha未満	1件につき	2,500円			1件につき	2,500円
	ウ 開発区域の面積が0.3ha以上0.6ha未満	1件につき	4,700円			1件につき	4,700円

番号	手数料の種類	幕別町		忠類村		調整結果	
		単位	金額	単位	金額	単位	金額
2 手数料 (つぎ)	エ 開発区域の面積が0.6ha以上1.0ha未満	1件につき	9,150円			1件につき	9,150円
	オ 開発区域の面積が1.0ha以上3.0ha未満	1件につき	13,600円			1件につき	13,600円
	カ 開発区域の面積が3.0ha以上6.0ha未満	1件につき	18,300円			1件につき	18,300円
	キ 開発区域の面積が6.0ha以上10.0ha未満	1件につき	22,800円			1件につき	22,800円
	ク 開発区域の面積が10.0ha以上	1件につき	32,000円			1件につき	32,000円
	76 (主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するもの)						
	ア 開発区域の面積が0.1ha未満	1件につき	1,600円			1件につき	1,600円
	イ 開発区域の面積が0.1ha以上0.3ha未満	1件につき	3,400円			1件につき	3,400円
	ウ 開発区域の面積が0.3ha以上0.6ha未満	1件につき	6,950円			1件につき	6,950円
	エ 開発区域の面積が0.6ha以上1.0ha未満	1件につき	12,800円			1件につき	12,800円
	オ 開発区域の面積が1.0ha以上3.0ha未満	1件につき	21,000円			1件につき	21,000円
	カ 開発区域の面積が3.0ha以上6.0ha未満	1件につき	28,300円			1件につき	28,300円
	キ 開発区域の面積が6.0ha以上10.0ha未満	1件につき	35,600円			1件につき	35,600円
	ク 開発区域の面積が10.0ha以上	1件につき	50,300円			1件につき	50,300円
	77 (その他の場合)						
	ア 開発区域の面積が0.1ha未満	1件につき	9,150円			1件につき	9,150円
	イ 開発区域の面積が0.1ha以上0.3ha未満	1件につき	13,700円			1件につき	13,700円
	ウ 開発区域の面積が0.3ha以上0.6ha未満	1件につき	20,600円			1件につき	20,600円
	エ 開発区域の面積が0.6ha以上1.0ha未満	1件につき	27,500円			1件につき	27,500円
	オ 開発区域の面積が1.0ha以上3.0ha未満	1件につき	41,000円			1件につき	41,000円

番号	手数料の種類	幕別町		忠類村		調整結果	
		単位	金額	単位	金額	単位	金額
2 手数料 (つぎ)	カ 開発区域の面積が3.0ha以上6.0ha未満	1件につき	53,900円			1件につき	53,900円
	キ 開発区域の面積が6.0ha以上10.0ha未満	1件につき	69,400円			1件につき	69,400円
	ク 開発区域の面積が10.0ha以上	1件につき	93,200円			1件につき	93,200円
	ケ その他の変更の許可の申請に係る審査	1件につき	10,300円			1件につき	10,300円
	78 用途地域の定められていない土地の区域内における建築物建築特例許可申請手数料	1件につき	49,900円			1件につき	49,900円
	79 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	1件につき	30,100円			1件につき	30,100円
	80 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料						
	ア 敷地の面積が0.1ha未満	1件につき	9,500円			1件につき	9,500円
	イ 敷地の面積が0.1ha以上0.3ha未満	1件につき	20,700円			1件につき	20,700円
	ウ 敷地の面積が0.3ha以上0.6ha未満	1件につき	41,100円			1件につき	41,100円
	エ 敷地の面積が0.6ha以上1.0ha未満	1件につき	72,600円			1件につき	72,600円
	オ 敷地の面積が1.0ha以上	1件につき	101,700円			1件につき	101,700円
	81 開発許可地位承継承認申請手数料						
	ア 自己の居住の用に供する目的、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供する特定工作物で、開発区域の面積が1.0ha未満のもの	1件につき	1,800円			1件につき	1,800円

	番号	手数料の種類	幕別町		忠類村		調整結果	
			単位	金額	単位	金額	単位	金額
2 手数料 (つぎ)		イ 住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物で開発区域の面積が1.0ha以上のもの	1件につき	2,850円			1件につき	2,850円
		ウ その他の場合	1件につき	18,200円			1件につき	18,200円
	82	開発登録簿の写しの交付手数料	用紙1枚につき	490円			用紙1枚につき	490円